

徳島県告示第四百九十号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した。

令和五年十月三十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護療養型医療施設		開設者	サービスの種類	辞退年月日
名称	所在地			
芳川病院	板野郡松茂町中喜来字群恵二七八番地の八	医療法人悠穰会	介護療養型医療施設	令和五年十月三十一日
北條病院	三好市池田町マチ二五二六番地七	北條文彦	同	同